

広報ましけ

5月号

2018 No.1299



平成30年度 教育行政執行方針 2~6P

厳島神社本殿と奉納絵馬が北海道指定有形文化財に指定 7P

まちの話題 (入学式 ほか) 8~9P

～ 増毛幼稚園入園式 (4月7日) ～

増毛幼稚園で入園式が行われ、新入園児7名は、これから始まる幼稚園での生活に胸をふくらませながら新たな一歩を踏み出しました。

平成30年度 教育行政執行方針

平成30年第1回定例議会において、佐藤敏治教育長から平成30年度教育行政執行方針が示されましたので、概要を掲載いたします。



教育長 佐藤 敏治

るよう、教育行政に全力で取り組んでまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

学校教育

教育の充実

教育には、「人格の向上と完成」という大きな目的があります。

この目的を実現するため、増毛町の学校教育の重点目標は次のとおりとします。

1. 自ら学び、考える力を育てる学習指導の充実
2. 地域の自然・文化に触れ、豊かな体験をおとした「ふるさと学習」の充実

3. 自己を問い、自ら律する心と、他を思いやる心を育てる道徳教育の充実

4. 生命の尊さを自覚し、自ら心身を鍛え育てる健康と安全指導の充実

5. 一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導、必要な支援を行う特別支援教育の充実

以下、主な取組について申し上げます。

学力の育成

道教委の加配制度により、小・中学校へ各1名の教員の増員を図り、複数の教員による授業指導などの細やかな学習指導を実践します。

さらに、学習支援員を小学校2名、中学校1名を配置して、授業のサポート指導や個別の学習支援などを行い、学力の底上げを図ってまいります。

また、学力の向上には、家庭での学習習慣が大きな課題であり、自宅学習を定着させなければなりません。



ばなりません。

道徳教育

道徳教育は、小学校では今年度から、中学校では来年度から「特別な教科 道徳」として教科化されます。

本町では、増毛小学校、増毛中学校ともに、国の道徳教育推進事業の指定を受け、新たな道徳教育を見据えた準備を進めてきております。

道徳教育は、児童生徒が自立した一人の人間として、人生を

本年3月の定例町議会におきまして、教育長再任の承認をいただきました。

これからも、増毛町の子どもたちが、将来に向かって生きる力と豊かな人間性を育み、町民の皆さんが、毎日を生き生きと学び心豊かに過ごすことができ

他者とともにより良く生きる人格の形成をめざすものであり、その基盤となる道徳的な判断力・心情・態度を養う教育指導を推進してまいります。



英語教育

今年度から、小学校3、4年生の外国語活動と、5、6年生の外国語科の授業が始まりますが、町の外国語指導助手（ALT）の有効活用と、小中学校の教員交流などとおして教員の資質を高め、英語教育の充実に

努めてまいります。

また、ALTが、幼稚園、小学校、中学校などを巡回して英語指導を行っておりますが、新たに小学生を対象とした英語塾、中学校では英語クラブなど計画しており、英語に慣れ親しむことと、実践的なコミュニケーション能力の向上を図ってまいります。

特別支援教育

本町では、平成20年度から特別支援教育支援員を配置し、共生社会の形成に向けて、支援を必要とする児童生徒の個々の教育的ニーズに応じてきめ細やかな教育を推進しております。

また、担当教員には、専門的な知識と経験が重要であり、積極的な実践研修を促し、一人ひとりの実態に即した教育の向上をめざしてまいります。

読書活動

読書は、子どもたちが行間を読み取りながら、描かれた情景のイメージを膨らませ、想像す

る素晴らしさを感じ、言葉で考えるという力を培う基盤となります。

このことは、子どもたちの成長には欠くことのできないものであり、学校での朝読書や本に親しめる工夫、蔵書の充実などを進めてまいります。

いじめ問題

子どもたちの小さな変化も敏感に受け止め、児童生徒のアンケート調査の実施や、「いじめ根絶に向けた子ども会議」を開催し、いじめに対する意識の醸成を図り、学校活動全体で人思いやる心の教育を推進いたします。

また、学校活動支援員を配置して、いじめの未然防止指導、不登校への対応、教員への支援、保護者の相談支援などを行ってまいります。

食育・学校給食

食育については、栄養教諭が中心となり、授業や学校給食とおして「食」への感謝や望ま

しい食習慣を育成し、児童生徒が将来にわたって健康な生活を送ることができるよう指導を行ってまいります。

学校給食については、給食調理施設の安全管理を徹底し、安心・安全な給食を提供いたします。



また、増毛産食材を使用した「まるごと増毛Day」の日の設け、食をとおして郷土増毛への理解が深まるよう努めてまいります。

小・中学校の連携

平成28年度より、町内教職員による小中連携教育推進委員会を設置し、義務教育9年間を見通した学習指導や生徒指導の推進のため、小・中学校の教員間の研修や授業交流、児童生徒の学習交流などによって、授業の関連性や指導の工夫を図っており、今年度も、小・中学校の教職員が一体となった連携教育の充実を推進してまいります。

幼稚園教育

幼稚園では、家庭との連携を図りながら、義務教育やその後の教育の基礎を培うことを目的として、新たな幼稚園教育要領に基づいた教育課程により、園児一人ひとりに応じた細やかな指導を行っています。

また、来年度の幼保連携型認定こども園の開園に向けて、3歳児からの効果的な幼児教育の充実を図るため、指導要領の研究や研修などとおして、円滑な移行ができるよう準備を進め

てまいります。



保護者の負担軽減

通学用カバンの寄贈、授業用教材費の助成、傷害保険掛金の公費負担、スキー授業の援助、校外活動・部活動のスクールバス等の運行、中学校運動着の配付、中体連参加費用の助成、学校給食費の助成、高校通学費等の補助などを継続いたします。

また、本年度からは、幼稚園保育料の完全無償化を実施いたします。

社会教育

生涯学習の推進

増毛町の社会教育目標は、「町民の誓い」を基本理念とした「住んで誇りに思える故郷をめざして」を創造する社会教育の推進であります。

その具現化のため、社会教育中期計画を策定し、計画に基づいて社会教育活動の推進を図っており、事務事業ごとにPDCAを繰り返しながら、人づくり・地域づくりへつながる社会教育活動を推進してまいります。

また、昨年度から各施設に意見箱を設置しており、町民の皆さんからの意見・要望等を参考にしながら施設環境の改善を図ってまいります。

幼児教育

図書司書による、絵本の読み聞かせなどのブック・スタート事業「おはなしポトフ・プチ」、「おはなしポトフ・セレクシオン」を継続実施して、親子のふ

れあいを深め、幼児の健全な発達を促す学習活動を推進してまいります。

少年教育

小学生が学年別に3クラス体制で実施する「ましけキッズ体験隊」を継続するとともに、今年度は、増毛の歴史文化を学ぶ事業も取り入れ、子どもと異世代との交流を行い、少年の健全な心身の育成を図ってまいります。



また、「少年の主張大会」や「ごだらつぺ王国祭」を継続して実施いたします。

青年教育

町の将来の核になる人づくり事業として、町内の青年が一堂に会し交流できる場を設定する青年交流会事業を実施し、青年同士の活性化を図り、青年活動の中心となる人材と団体の育成を推進してまいります。

女性教育

「さくらコミュニティ学級」では、学習内容に創意工夫を加えながら、学習活動をおとした女性の交流の場となるよう、コミュニティづくりを推進してまいります。

また、「地域女性団体連絡会」、「女性4団体の会」へ積極的な支援を行い、地域で活躍する女性の交流と団体活動の推進を図ってまいります。

高齢者教育

「暑寒大学」では、学習内容の充実と学生への支援を強化し、新入学生の増加を図るとともに、健康増進や学生間のつながりを重点において学習活動を行いま

す。

また、幼稚園の親子との三代交流事業の実施や、ふれあい広場への協力、葬苑清掃などのボランティア活動を行い、地域づくり活動への参画に努めてまいります。

家庭教育

教育の土台は家庭にあることを促し、親の役目として子ども的人格形成の基礎を育む意識向上のため、啓発紙「親子の時間」の全戸配布を継続いたします。



また、この数年間、家庭教育に重点をおいて、親子で参加で

きる事業を少年教育、芸術文化スポーツの3領域でも取り組んでおり、徐々に親学の意識の広がりを感じております。

これからも「親が子の教育の第一義的責任を有する」ことの自主性を尊重しつつ、「親としての学び」を促す学習の機会や情報の提供を図ってまいります。

芸術文化の振興

芸術文化は、自ら芸術文化活動を行うことと、芸術文化を鑑賞することに分けられますが、近年、文化協会加盟団体の中でも存続できない単体がでてくるなど、芸術文化活動愛好者の減少が顕著となっており、活動の活性化の中核となる「文化協会」との連携をさらに図りながら、地域の芸術文化活動の支援と育成普及に努めてまいります。

推進事業

子どもたちが豊かな情操を養うことを目的に、芸術鑑賞事業を小・中学校隔年で開催しておりますが、今年度は小学

生を対象として、クラシック音楽の鑑賞事業を行います。

・昨年度、大人を対象に英会話教室を毎週1回行っておりましたが、今年度も、町のALITを講師として、多くの町民の皆さんが英会話を楽しみながら学べるよう、内容の工夫を図りながら実施いたします。

・増毛の民話影絵紙芝居は13話制作されており、「増毛の民話伝承会」が平成23年度から延べ87回の公演を行っておりますが、たいへん好評を得ております。今年度も公演や普及活動の支援を継続してまいります。

元陣屋

図書室利用者のニーズに応えられるような蔵書整備と、利便性の向上に積極的に取り組むとともに、「元陣屋まつり」などのイベントを開催し、町民の皆様気軽に利用していただける施設として、環境の改善と工夫を図ってまいります。

資料展示室では、増毛の歴史文化を学習できる機会の提供に努めてまいります。



旧商家丸一本問家

企画展や茶菓サービスなどを開催するとともに、町の観光施設としての側面も踏まえながら、「ミニ縁日」や「ウクレレコンサート」などの事業を開催し、PRや来館者へのサービスの工夫を図りながら、さらなる施設の有効利用と入館者の増加をめざしてまいります。

また、今年度は夜間のライトアップを行い、施設の景観の向

上を図ってまいります。

スポーツの振興

社会教育でのスポーツ活動は、運動によって心身の健全な発達と、より良い人間関係の醸成を図るレクリエーションとしての効果を位置付けており、町民一人ひとりがライフスタイルや年齢、体力などに応じて、身近にスポーツに親しむことができます。また、町のスポーツ振興の中心である「体育協会」や「スポーツ少年団本部」との連携を図りながら、スポーツ活動の普及と各団体の活性化の支援に努めてまいります。

推進事業

・今年度も、子どもから高齢者まで多くの方が参加できる「健康づくりウォークラリー」、「ネオホッケー講習会」などの軽スポーツの普及事業に取り組めます。

また、「体力テスト会」を開催し、個人の健康や体力の状態

を再確認し、それぞれの年代にに応じて楽しめるスポーツの普及を図ってまいります。

・町内のスポーツ団体が継続して開催しております「リトルカップサッカー大会」、「フレンドリーカップ少年野球大会」、「サーモン杯ミニバレーボール大会」、「暑寒別岳ジャイアントスラム大会」は、全道各地から増毛町へ大勢の方が来ていただいている町の主要スポーツイベントであり、各大会の充実と参加者の地域間交流が図られるよう支援いたします。

・マラソン大会は「ましけラン2018」として、多くの町民の皆さんが体力増進と健康づくりを目的に楽しく参加できるように、関係者と協議を進めながら改善を図り、定着した大会をめざしてまいります。

スポーツ施設

・体育館、町民グラウンド、屋内グラウンドなどのスポーツ施設

は、経年変化の影響が出ておりますが、安心・安全に利用できるよう、維持補修を行いながら適切な管理に努めてまいります。

・温水プールは、壁面や内部鉄骨等の大規模な改修工事を行い、安全な環境を整えてまいります。

・パークゴルフ場は、昨年度から27ホールとして供用開始しておりますが、今年度は旧コースの改修整備を行い、さらに町民の皆さんが親しめる環境の充実を図ってまいります。



厳島神社本殿と奉納絵馬が北海道指定有形文化財に指定

平成30年3月30日、厳島神社の本殿が北海道指定有形文化財（建造物）に、奉納されている絵馬七点が北海道指定有形文化財（絵画）に指定されました。

■厳島神社本殿

厳島神社本殿は明治34年に建立されました。これを手掛けたのは越後（現在の新潟県）から来道した棟梁、四代目篠田宗吉善則です。彼を中心とする工人は地元の柏崎や出雲崎で社寺を建築するだけでなく、北海道に渡り本社殿の他にも函館高龍寺本堂（函館市、国登録有形文化財）を明治32年に完成させています。こうしたことから、厳島神社本殿は越後大工と北海道の社寺建築との関わりを示す上でも歴史的に重要であると考えられています。

本殿には周囲に多彩な彫刻が施されており、その規模や装飾性の高さも道北を代表するものです。これを手掛けたのは同じく越後の彫刻師の池山甚太郎で、鶴や龍の他、唐二十四孝という中国の故事を題材とした彫刻が各所に配置されています。

本殿は拝殿の奥にあり、覆屋（おおいや）で保護されてきたことから、百年以上たった現在も良好な状態で保存されており、建設当時の社殿建築を今に伝える社殿として貴重なものと判断され、道指定の有形文化財（建造物）となりました。



▲厳島神社本殿

■厳島神社奉納絵馬

厳島神社は創建された宝永年間以来、地元住民の信仰対象とされてきた長い歴史があります。その歴史の中で、神社には海上安全や豊漁を祈願した奉納物が数多く残されています。中でも、「大絵馬」と呼ばれる、19世紀初めから半ばにかけて収められた絵馬は100センチ×170センチ程の非常に大きなもので、道内に伝来する近世絵画の中でも絵画としての質の高さにおいて、道内はもとより全国的にも例の少ない貴重なものです。中でもガラス絵の技法で制作された「源頼光図（みなもとのらいこうず）」はその規模や質の高さが極めて希少性の高いものとして高く評価されています。

その他の絵馬六点に関しても、金地金雲（きんじきんうん・金箔を薄く延ばして雲を表現したもの）や金泥（こんでい・にわか金に金の粉末を混ぜたもの）による緻密な描写には目を見張るものがあり、絵画としても豊かな表現力を持つものです。以下、今回北海道指定の有形文化財（絵画）に指定された絵馬は以下のとおりです。

◇「源頼光図（みなもとのらいこうず）」

制作・奉納年：文久2年（1862）
作者：芳齋（ほうさい）

◇「富士巻狩図（ふじまきがりず）」

制作・奉納年：文化9年（1812）
作者：作者未詳

◇「巴御前武勇図（ともえごぜんぶゆうず）」

制作・奉納年：文化10年（1813）
作者：昇亭北寿（しょうていほくじゅ）

◇「浦島図（うらしまず）」

制作・奉納年：嘉永5年（1852）
作者：谷文中（たにぶんちゅう）

◇「神宮皇后図（じんぐうこうごうず）」

制作・奉納年：嘉永5年（1852）
作者：谷文中（たにぶんちゅう）

◇「文禄慶長役図（ぶんろくけいちょうえきず）」

制作・奉納年：万延2年（1861）
作者：蘆淵（ろえん）

◇「天塩国増毛郡秋味大漁図（てしおこくましけぐんあきあじたいりょうず）」

制作・奉納年：明治10年（1877）
作者：立齋広重（りっさいひろしげ）



▲「源頼光図」



▲「天塩国増毛郡秋味大漁図」

■厳島神社の見学会を開催します

下記の日程で、町民対象の厳島神社見学会を開催します。また各回とも、絵馬と本殿についての説明を行います。詳細については折込のチラシをご覧ください。

●日時

- ◇ 5月19日（土）
 - ①午前10時
 - ②午前11時

- ◇ 5月20日（日）
 - ①午後1時
 - ②午後2時

●お問合せ

増毛町教育委員会
（53-2427）

希望と期待に胸を膨らませ、新たな第1歩



▲増毛小学校では、おしゃれな洋服に身を包み、学校生活に胸を躍らせる22名の新入学児童が、一人一人名前を呼ばれると元気に返事をしていました。

4月3日、あつぷる保育所で入所式が行われ、保護者に付き添われた幼児5名が在所児や先生方の歓迎を受けました。また、6日には増毛小学校、増毛中学校それぞれで入学式が、7日には増毛幼稚園で入園式が行われ、新入園児や児童たちは新たなスタートに胸を躍らせている様子でした。

その他にも暑寒大学や町内の女性の学習の場である「さくらコミュニティ学級」で入学・始業式が行われ、春の訪れを感じる町内では、それぞれが新たな第一歩を踏み出しました。



▲増毛中学校入学式では、真新しい学生服に身を包んだ新入学生たちが凛々しい表情で背筋を正し、成長した姿を保護者に披露していました。

▶暑寒大学では1名、さくらコミュニティ学級では4名の新入学生を迎え、充実した学習に取り組むことを誓いました。



▶名前を呼ばれ、元気に返事をする増毛幼稚園新入園児(写真上)と保育所長からメダルをかけてもらうあつぷる保育所新入所児(写真下)



倍賞千恵子さんが増毛での思い出を語る

4月15日、倍賞千恵子講演会「歌うこと、演じること、そして生きること」が文化センターで開かれ、町民ら約360人を前に映画「駅 STATION」での増毛の思い出や長年の芸能生活を語った。

倍賞さんは「駅 STATION」のロケを振り返り、観光案内所にロケで使われた居酒屋「桐子」が再現されていて「懐かしい気持ちになった。増毛町は忘れられない街の一つになっている。」ことを明かした。また「下町の太陽」や「赤城の子守歌」、「舟唄」など多くの曲をアカペラで披露する場面もあり、会場から大きな拍手が倍賞さんへ送られていた。



増毛駅舎改修・周辺整備工事終了

昨年10月から始まった駅舎改修・周辺整備工事が3月末に終了した。駅舎は1921年(大正10年)の開業時と同じ広さになった。半分以上の柱は廃駅時のものを使い、木造駅舎の歴史ある佇まいを残す形で改修が行われた。列車止めは廃駅時のまま残り、駅舎周辺には枕木通路を整備した。

増築部分は、展示スペースとして使われ、鉄道関連の写真が飾られた。

また、駅のホームには彫刻家・五十嵐威暢氏がデザインしたモニュメント「テルミヌスへの願い」が設置され、増毛駅の再生を見守っている。



増毛小学校で使用
する副読本が完成

増毛小学校3・4年生の社会科で使用する副読本が完成しました。副読本は増毛町教育振興会により2年の歳月をかけて作成され、3・4年生の児童全員に配付されました。

内容については、増毛町で受け継がれる行事のことや働く人たちのこと、昔から今へと続くまちづくりの歴史について載っています。また、子どもたち自身がまちに出かけ、実際に見て、体感したもので学習した内容を書き込めるよう工夫されています。



◇役場新規採用職員紹介◇



フレッシュな力を活かして頑張ります！よろしくお願ひします！



配属先
廣瀬 雄太郎
〔農林水産課農林係〕

江別市出身 趣味：スポーツ観戦
以前はラーメン屋の社員として働いていました。これまで培ってきた気合いと根性で仕事に取り組んで信頼を得ていきます。増毛を素敵な町にしていきたいです。
よろしくお願ひします。



配属先
平澤 里菜
〔町民課町民環境係
兼戸籍係〕

釧路市出身 趣味・特技：卓球・ハンドメイド
釧路市生まれ、留萌市育ちではありますが、1日でも早く増毛町のことを覚え、町民の皆様に顔と名前を覚えていただけるよう頑張ります！
よろしくお願ひします。



配属先
木根田 拓海
〔明和園事務係〕

増毛町出身 趣味・特技：サッカー
増毛町出身ですが、積極的に行事に参加し、これからも増毛町について学び続けます。
どうぞよろしくお願ひします！

健康寿命延伸事業

※地方創生推進交付金事業

『生涯現役で働き続けられる町を実現する健康寿命延伸人材育成事業』

健康づくり教室

◆◆◆◆ 5、6月の各教室は下記の日程で行います。参加料は無料です。◆◆◆◆

火曜日	木曜日	金曜日
5/ 8日	10日	11日
10:30-11:30 保健センター 関節健康トレーニング(☆) 18:30-19:30 文化センター中ホール ワークアウト(☆☆☆☆)	18:30-19:30 文化センター中ホール ストレッチヨガ(☆☆)	10:00-11:30 町立体育館 コアウォーキング(☆)
15日	17日	18日
10:30-11:30 保健センター 関節健康トレーニング(☆) 18:30-19:30 文化センター中ホール ゆっくりプログラム(☆☆)	18:30-19:30 文化センター大ホール ワークアウト(☆☆☆☆)	
22日	24日	25日
10:30-11:30 保健センター 関節健康トレーニング(☆) 18:30-19:30 文化センター中ホール ストレッチヨガ(☆☆)	18:30-19:30 文化センター中ホール リズムエクサ(☆☆)	
29日	31日	6/ 1日
10:30-11:30 保健センター 関節健康トレーニング(☆) 18:30-19:30 文化センター中ホール ワークアウト(☆☆☆☆)	18:30-19:30 文化センター中ホール ストレッチヨガ(☆☆)	
6/ 5日	7日	8日
10:30-11:30 保健センター 関節健康トレーニング(☆) 18:30-19:30 文化センター中ホール リズムエクサ(☆☆)	18:30-19:30 文化センター中ホール ストレッチヨガ(☆☆)	10:00-11:30 町立体育館 コアウォーキング(☆)

◆◆健康づくり教室メニュー◆◆

☆は運動強度(☆が多いほど“つらい”と感じる)

A：ストレッチヨガ【☆☆】

大人気のプログラムです。ヨガにストレッチ要素を取り入れて身体も心もスッキリ！

B：ゆっくりプログラム【☆☆☆】

からだ引きしめ体操が効果的にリニューアル！

C：関節健康トレーニング【☆】

関節痛予防体操をリニューアル！健康寿命を延ばしましょう。

D：しっかりウォーキング【☆】

いつものウォーキングにひと工夫！季節を感じながら正しいフォームで歩きましょう。

E：ワークアウト【☆☆☆☆】

筋力アップを重点的に行うプログラム。

F：コアウォーキング【☆】

主に体幹を鍛えるウォーキング。

G：リズムエクサ【☆☆☆】

音楽に合わせて体を動かし体力アップ。からだ引き締めや筋力アップ、有酸素運動の効果あり。



La·sante公式twitterアカウント開設!!

フォローしてね!

@Mashike_Lasante

らさんの利用状況や健康づくり教室、イベントなどの情報をお知らせするよ!

介護保険料・介護保険制度が変わります

●65歳以上の方の保険料について

町ではこの度、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険計画の策定に合わせ、65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料を見直しました。保険料は表のとおりです。
 なお、平成30年度の介護保険料額と納付方法を記載した納入通知書は、7月中旬に発送予定です。



区分	保険料年額	課税区分	区分	保険料年額
第1段階	28,700円	本人が町民税非課税 非課税世帯	第1段階 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 本人年金収入額が80万円以下の方	34,000円
第2段階	47,700円		第2段階 本人年金収入額が80万円越120万円以下の方	56,700円
第3段階	47,700円		第3段階 本人年金収入額が120万円越の方	56,700円
第4段階	57,300円		第4段階 本人年金収入額が80万円以下の方	68,000円
第5段階	63,600円 (基準額)		第5段階 本人年金収入額が80万円超の方	75,500円 (基準額)
第6段階	76,400円	本人が町民税課税	第6段階 合計所得金額が120万円未満の方	90,600円
第7段階	82,700円		第7段階 合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	98,200円
第8段階	95,400円		第8段階 合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	113,300円
第9段階	108,200円		第9段階 合計所得金額が300万円以上の方	128,400円

●介護保険制度について (平成30年8月～)

平成27年8月から、要介護（要支援）の認定者全員に自己負担割合（1割または2割）が記載された「介護保険負担割合証」を発行し、一定以上の所得のある方がサービスを利用した時の自己負担割合が1割から2割に引き上げられておりましたが、平成30年8月からは特に所得の高い層の負担割合が3割に引き上げられます。

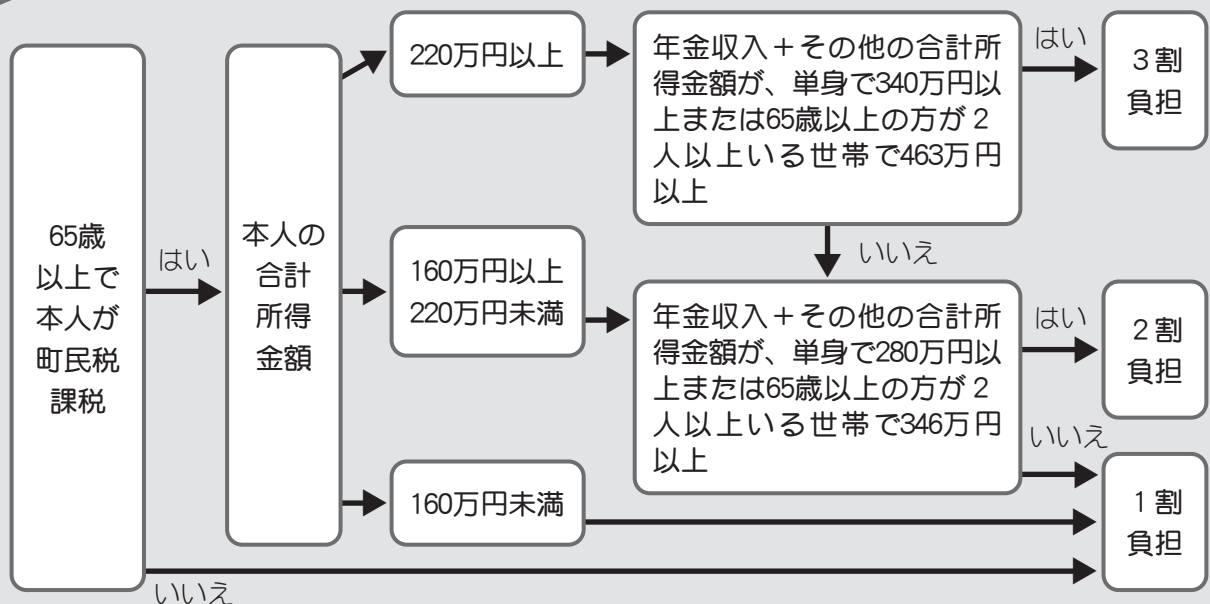


図 福祉厚生課・介護保険係（電話53-3111）

草の特別収集について

町では、6月に家庭の周りから出る「草」を無料で収集します。無料収集は、6月と8月の2回を予定しています。

【草の出し方】

- 中が透けて見えるポリ袋やレジ袋に入れて出してください。
- 指定日以外に出す場合は、不燃系埋立ごみとなります。
- 使用しているゴミステーションの横に、午前9時までに出示してください。

【草の特別収集日】

収集日	収集地区
6月4日 (月曜日)	阿分、信砂、舎熊、箸別、湯の沢 『ステーション番号1〜54、200』
6月11日 (月曜日)	中歌、港町、見晴町、市街地区(海岸通線から3丁目通線まで) 『ステーション番号55〜106、203』
6月11日 (月曜日)	市街地区(4丁目通線から暑寒沢まで) 『ステーション番号107〜166、201』
6月11日 (月曜日)	別荘、岩尾、雄冬 『ステーション番号167〜199』

- 問合せ先
- 留萌南部衛生組合
(電話 43-2555、43-2588)
- 町民課・町民環境係 (電話 53-1112)

=== 杉、松、おんこ等の針葉樹のせん定枝も収集します！ ===

枝の長さを1m未満(太さ5cm未満)にして、1mくらいの紐で縛り、上記の日程に合わせて使用しているゴミステーションの横に午前9時までに出示して下さい。

※針葉樹以外の通常のせん定枝は収集しませんのでご注意ください。

《 狂犬病予防注射及び畜犬登録日程表 》

実施日	5月15日(火)		実施日	5月16日(水)		
実施時間	実施場所		実施時間	実施場所		
9:00~9:10	見晴町	山本弘一様宅前	9:00~9:05	別 荘	北山恒三様宅前	
9:15~9:20	箸 別	加藤六二様宅前	9:10~9:15		小樽管内会館前	
9:25~9:30		箸別生活館前	9:20~9:25		旧別荘小教員住宅前	
9:35~9:40	舎 熊	穂田豊己様宅前	9:30~9:35		藤島浩一様宅前	
9:45~9:50		舎熊連合自治会館前	9:40~9:45		柴野ストア一様前	
9:55~10:00		旧舎熊駅前	9:50~9:55		井村裕子様宅前	
10:05~10:10		豊田敏己様宅前	10:00~10:05		西村大司様宅前	
10:15~10:20		カーメンテみのる様前	10:10~10:15		川上喜美子様宅前	
10:25~10:30		舎熊駐在所前	10:20~10:30		櫛引商店様前	
10:35~10:40	阿 分	元阿分福祉会館前	11:00~11:15		岩 老	岩尾温泉あったまーる前
10:45~10:50		内村正光様宅前	11:45~11:55	畠中町2	メモリアルパーク駐車場	
10:55~11:00		相馬純市様宅前	12:00~12:10	永寿町5	元陣屋前	
11:05~11:10		阿分会館前	13:30~13:35	暑寒町3	吉田 弘様宅前	
11:25~11:30	南暑寒町3	元ローソン増毛店駐車場	13:40~13:45	暑寒町4	木村睦美様宅前	
11:35~11:40	南畠中町5	JA南るもい農協増毛支所前	13:50~13:55	南暑寒町1	徳井重保様宅前	
11:45~11:50	南永寿町3	太田 明様宅前	14:00~14:05	南暑寒町6	川谷照明様宅前	
11:55~12:15	南畠中町2	文化センター前	14:10~14:15	暑寒沢	仙北清孝様宅前	
13:40~13:45	信 砂	工藤 純様宅前	14:20~14:25		後藤強志様宅前	
13:50~13:55		前野麻衣子様宅前	14:30~14:35		山口利幸様宅前	
14:00~14:05		信砂生活改善センター前	14:40~14:45		仙北剛久様宅前	
14:10~14:15		福井俊英様宅前	14:50~14:55		阿部守夫様宅前	
14:20~14:25	舎 熊	濱田範子様宅	15:00~15:05		佐藤喜一郎様宅前	
14:30~14:35	中 歌	滝口一雄様宅前	15:10~15:15	畠中北町	栄町自治会館前	
14:40~14:45		平館えり子様宅前	15:20~15:25	稲葉海岸町	木村 修様宅前	
14:50~15:05	弁天町1	増毛駅前	15:30~15:35	町内全域	山本良嗣様宅前	
15:10~15:15	弁天町3	健康一番館前	15:40~15:45		弁天町1	旧商家丸一本間家前
15:20~15:25	稲葉町2	野口理容店様前	15:45~16:00		町内全域	個別訪問(訪問依頼分)
15:30~16:00	町内全域	個別訪問(訪問依頼分)				

《 狂犬病予防注射料金及び畜犬登録手数料 》

- ◆ 狂犬病予防注射料金 1頭につき 3,110円(毎年1回の予防接種が法律で義務付けられています)
- ◆ 畜犬登録手数料 1頭につき 3,000円(生後91日以上の子犬は登録が法律で義務付けられています)

図役場 町民課・町民環境係 (電話 53-1112)

自治会長さん

(平成30年5月7日現在：敬称略)

☆自治会長 (57自治会)

区	氏名	区	氏名
1	佐藤 直	25-1	山本 只雄
2	田中 康郎	25-2	本郷 茂
3	本間 泰彦	26	織田 達史
4	赤平 政和	27	渡辺 芳久
5	横木 一郎	27-2	早坂 範子
6	大西 義郎	28	本内 雄一
9	竹内 政幸	29	平松 秀孝
10	合羽井達男	29-2	青山 克廣
11	船水 則幸	29-3	奈良 淳雄
12	福岡 繁樹	30	仙北 肇
13	布施 邦彦	32	西山 征二
14	上松 誠二	34	一関 公男
14-1	笹原 嘉一	35	浜本 幸夫
16	又村 春海	36	乗田 繁美
17	鷲尾 練一	37	高田 真人
18	佐々木康雄	38	西村 大司
19	妻鳥 統	39	川島 優
20-1	平戸 英夫	41	西野 憲一
20-2	大塚 英昭	42	加藤 和義
21-1	川淵 勝司	43	小林 博
21-2	野上 泰宜	44	佐藤 一弘
22-1	三國 竹己	45	佐々木健二
22-2	赤島 春樹	46-1	岡谷 岡一
22-3	佐藤 康男	47-1	松本 敏行
23-1	丹保 裕子	49	合羽井勇雄
23-2	武田 瑞司	49-1	長谷川 博
23-3	竹内 廣中	51	玉野 昭二
23-4	村木 忠夫	51-2	木戸 聡
24	佐藤 吉博		

☆連合自治会長 (8地区)

区	氏名	区	氏名
阿分	相馬 龍平	東部	村木 忠夫
信砂	大西 義郎	西部	織田 達史
舎熊	合羽井達男	別荘	佐藤 諭
箸別	又村 春海	岩尾	加藤 和義

《合併処理浄化槽設置整備事業のお知らせ》

町では、公共下水道管渠布設済地域を除く地域を対象に合併処理浄化槽を設置する家庭に対し、補助金を交付する「合併処理浄化槽設置整備事業」を実施しています。

浄化槽の設置を計画している方は、次の合併処理浄化槽設備工事指定業者にご相談ください。

なお、設備工事については、次の合併処理浄化槽設備工事指定業者でなければ補助金の交付を受けられません。

■合併処理浄化槽設備工事指定業者

(平成30年3月31日現在)

- (有)タナハシ設備
(港町、電話 53-1361)
- (株)原田設備工業
(旭川市、電話 0166-73-5260)

■補助金額

- 5人槽 352,000円
- 6～7人槽 441,000円
- 8～10人槽 588,000円

[お問合せ先] 町民課町民環境係

電話 53-1112

《コンポストの申し込みについて》

町では、家庭から出る生ごみの軽量化を推進することを目的として、コンポスト容器をあっせんします。

- ①注文できる個数は1世帯につき1個までです。
- ②申込書に必要事項を記入し、料金4,000円を添えて自治会の代表の方に申し込みをして下さい。(すでに各自治会をとおして申し込みの受付を行っております。)
- ③昨年度までにコンポストを申し込みされている方は、今年度申し込むことはできません。
ただし、破損等の理由で使用できなくなった場合は、備考欄に理由を記入の上、お申し込みください。
- ④申し込みの受付期限は5月31日(木)までとします。
- ⑤6月中旬に商品が納品され次第配送します。



[お問合せ先] 町民課町民環境係

電話 53-1112



マーシーの年金相談



オラはカモメのマーシー！

今回は所得が少なきときや、失業等で保険料を納めることが難しい場合の免除制度を紹介するよ！

Q、保険料を払うのが経済的につらいのですが、どうすればいいですか？

A、そんな人に知ってほしい、いくつかの制度があるんだ。

まず、「申請免除」という制度を紹介するよ！これは、収入が減ったり失業等の事情で保険料を納めることが難しいとき、所得によって保険料の全額または一部が免除される制度なんだ！
2つ目に、50歳未満の方で、働いていない等の理由で生活に余裕がない場合、保険料が猶予される「納付猶予」制度というものがあるよ！

3つ目に、20歳以上の学生さんには4月号でも紹介した「学生納付特例」制度というものがあるよ！学生の間は保険料を猶予して、社会人になってから納める制度で、「ガクトク」なんて呼ばれているよ！

今回紹介した制度は、保険料の納付期限から2年を経過していない期間は、過去に遡って免除を申請できるんだ！ だけど申請が遅れると受け取れない場合もあるからお早めに申し込んでね！

ねんきん

気を付けてほしいのは、免除・猶予・学生特例を受けた場合、保険料を全額納めた場合と比べて年金額が少なくなってしまうことなんだ。

だけど、将来に受け取る年金を増やすために、10年以内の免除等を受けた期間の保険料を遡って納める「追納」ができるんだ。国民年金は色々な制度があるんだね！

【問合わせ先】

留萌年金事務所 ☎ 43-17211

役場保険年金係 ☎ 53-11113



政府統計

平成30年工業統計調査を実施します

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。調査時点は30年6月1日です。

調査票へのご回答をお願いいたします。

【問合わせ先】 役場企画財政課企画係（電話 53-1110）

経済産業省・北海道・増毛町

消防本部からのお知らせ

♥「消火器を備えよう」～3つの操作と5つのポイント～

火事が起きたときは、逃げるのが最優先になります。しかし、発見するのが早ければ消火器を使用して火を消すことができます。そのときに、「すばやく・きちんと・完全に」火を消すために、3つの操作と5つのポイントを覚えましょう。

★. 消火器の3つの操作

- ①安全ピンを上引き抜きます。
 - ②ホースの先端を消火器から外し、火元に向けます。
 - ③レバーを強く握ります。
- ※必ず安全な場所に移動してから行ってください。

★. 消火器の5つのポイント

- ①自分の背中に逃げ道をつくってから火を消しましょう。
- ②火を確実に消す為にも、消火器の中の薬剤が全部なくなるまで消火しましょう。
- ③炎の先端や煙ではなく、燃えている物・火元に向かって噴きかけましょう。
- ④てんぷら油火災の場合は、油が飛び散らないように鍋に直接噴きかけず、鍋の向こう側の壁に噴きかけその反射を利用しましょう。
- ⑤炎が天井に達すると消火器で消すのは難しいです。その場合や消火器を全部使用しても消せなかった場合はすぐに避難しましょう。

※消防署では、消火器の販売等は一切しておりません。「消防署の方から来た」「一般の家庭にも義務がある」と偽って訪問販売をしている業者がいますので、そのようなことがあれば消防署まで連絡願います。

平成30年度消防演習のため 下記のとおりサイレンを吹鳴します

- 日時 5月13日(日)
1回目10時30分～
2回目11時30分～12時00分の間
- 範囲 市街地区
- 方法 消防署及び出動車両のサイレンを同時に吹鳴します。
※当日は文化センター駐車場への駐車はご遠慮ください。



【問】増毛町消防本部 予防課 ☎53-2175

山登りの注意事項

●道迷いの防止

地形図、コンパス、GPSを持ち、道に迷ったら正しい地点まで引き返す。

●転倒事故防止

転倒は、脚の筋肉が疲労した下山時に多く発生しています。自分の体力に応じた山を選びましょう。

●病気の予防

頭痛や微熱、寝不足等で体調不良を感じたときには、無理をせず、登山を控えましょう。

●低体温症の予防

長時間風にさらされる行動を避け、こまめに水分補給とエネルギー補給を行いましょ。

山へ向かう際は、必ず詳しい行き先と帰宅予定時刻を家族に告げ、万全の装備で出かけましょう！



管内ではここ数年、山火事などの大きな林野火災は起きていませんが、空気が乾燥し全国的にも火災が起きる件数が多くなる4月21日から5月31日までを「林野火災強調月間」として設定し、林野火災予防対策をより一層すすめて行くことを確認しました。

また、同協議会終了後、同じ会場で平成30年度増毛町山岳遭難防止対策協議会の総会が開かれ、協議会の事業報告の他に山岳遭難事故の対策と予防について話し合われました。

町内では、平成29年度は6件の遭難山岳事故が発生しています。これから山菜採りなどで山に入る方は、万全の準備をしてのぞみましょう。

林野火災・山岳遭難への対策と予防

4月11日、文化センター中ホールにおいて、平成30年度増毛町林野火災予防対策協議会が開かれ、出席した関係者約30名が、町内における林野火災への予防対策について情報交換を行いました。



募 集

町立明和園臨時職員
 (介護員・調理員・栄養士・
 日給看護師・時給看護師)

【介護員】

■募集人員

養護・特養 複数名

■応募資格

年齢18歳～65歳

※無資格可、介護福祉士及
 び介護職員初任者研修修
 了以上の方歓迎

■勤務時間

- ・早出7時30分～16時00分
- ・遅出9時30分～18時00分
- ・夜勤16時15分～
 翌日9時15分

※勤務形態

- 一、フルタイム職員
 3交替制の勤務
- 二、日勤職員
 日勤2交替制の勤務
- 三、パート職員
 勤務日数や勤務時間を調
 整した勤務(応相談)

■賃金

フルタイム・日勤職員
 ○資格なし
 月額136,700円以上

月額136,700円以上

○有資格者(初任者研修)
 月額141,800円以上

○有資格者(介護福祉士)
 月額146,500円以上

パート職員
 ・時給 850円
 ・日給 6,600円
 食事介助パート職員
 ・時給 950円(初任者研修)
 1,050円(介護福祉士)

採用期日
 採用決定後、速やかに採
 用(応相談)

【調理員】
 ■募集人員 1名
 ■応募資格
 年齢18歳～65歳
 ※無資格可

■勤務時間
 ・早出6時30分～15時00分
 ・遅出9時30分～18時00分
 ※パート希望は応相談

■賃金
 ○資格なし
 月額136,700円以上

○資格有り(調理師)
 月額139,400円以上

■手当 各種手当有り

採用期日 6月1日

【栄養士】

■募集人員

管理栄養士又は栄養士1名

■応募資格

年齢20歳～65歳

《栄養士免許所持者》

■勤務時間

8時45分～17時15分
 (土・日・祝祭日は休み)

■賃金

○管理栄養士
 月額156,700円以上

○栄養士

月額146,500円以上

※資格・経験年数に応じ前
 歴を換算し増額

■手当 各種手当有り

☆勤務年数に応じて就労継
 続手当を月五千円～二万
 円支給します。(一年以
 上継続勤務の場合)

■採用期日

採用決定後、速やかに採
 用(応相談)

【日給看護師】

■募集人員

1名

■応募資格

看護師免許・准看護師免

許取得者

■勤務時間

8時45分～17時15分
 (週3日勤務、勤務日は応
 相談)

■賃金

正看護師…
 日給12,000円

准看護師…
 日給 9,600円

【時給看護師・業務特化】

主な業務
 通院付き添い業務

■募集人員

1名

■応募資格

看護師免許・准看護師免
 許取得者

■勤務時間

8時45分～12時45分
 (土・日・祝祭日を除く)

■賃金

正看護師…
 時給 1,250円

准看護師…
 時給 1,150円

■申込方法

左記まで問合せ願います。
 (郵送可)

■申込・問合せ先

増毛町立明和園
 (電話 53-1601)

増毛町看護職員

■募集人員 看護職員2名

■応募資格

看護師免許・准看護師免
 許取得者

■勤務先

増毛町立市街診療所(有
 床診療所)又は増毛町立
 明和園(老人福祉施設)

■試験の方法

面接試験及び健康審査
 (健康診断書)

■受験手続

次の書類を左記申込先ま
 で提出願います。

(ア)増毛町職員(看護職)

採用試験申込書

(イ)健康診断書

(ウ)免許証(写)

※(ア)、(イ)は指定様式で
 すので増毛町HPよりダ
 ウンロードするか直接役
 場総務課へ請求願います。

■受付期間

随時募集(欠員補充する
 まで募集します)

■採用期日

採用決定後、速やかに採
 用(応相談)

■初任給及びその他給与

増毛町職員の給与に関する条例に基づき、給与及び諸手当を支給します。

勤務年数に応じて奨励金を支給します。(3年間で最大100万円)

■試験の日時等

後日本人へ連絡します

申込・問合せ先

役場総務課・庶務係

(電話 53-1111)

増毛町看護職員

(パート職員)

■募集人員 若干名

■応募資格

看護師免許・准看護師免許取得者

■勤務先

増毛町立市街診療所(有床診療所)

■試験の方法 面接試験

■受験手続

次の書類を左記申込先まで提出願います。

(ア)履歴書、(イ)免許証(写)

※卒業見込みの方は不要

■受付期間

随時募集(欠員補充するまで募集します)

■採用期日

採用決定後、速やかに採用(応相談)

■賃金

正看護師…

時給 1,500円

准看護師…

時給 1,200円

■勤務時間

応相談、調整します

■試験の日時等

後日本人へ連絡します

申込・問合せ先

町立市街診療所

(電話 53-1811)

臨時職員(調理員)

■募集人員 1名

■応募資格

年齢18歳以上

■勤務時間

・早出5時45分～14時00分
・遅出10時30分～18時45分

※勤務表によるシフト制(月概ね21日勤務)

■賃金

月額139,800円

※資格・経験年数による

■採用期日

採用決定次第、随時採用

■申込方法

履歴書(有資格は免許証の写しを添付)を市街診療所に提出願います(郵送可)。

申込・問合せ先

町立市街診療所

(電話 53-11811)

お知らせ

クリーン作戦を実施します

■実施日

5月10日(木)

■実施場所(集合場所)

・朱文別川河口
・舎熊駅前浜からセイコーマート前浜

■集合

・市街地海岸線(暑寒海岸町)弁天町1丁目

■実施時間

17時30分までに現地集合
18時30分頃まで1時間程度実施

※集合場所までは各自でお

起こしくくださるようお願いいたします。

※ゴミ袋は町で用意しますが、軍手は各自持参してください。

園役場企画財政課・企画係
(電話 53-11110)

増毛春の味まつり2018
地酒に甘エビ、タコ、ホタテの開催について

今年から名称を「増毛えび地酒まつり」から「増毛春の味まつり」に変更し、次の日程で開催することとなりました。

例年同様、通行規制等がかり、町民の皆さまにはご不便をおかけすることと思いますが、町の観光振興のため、ご理解とご協力をよろしく願います。

なお、交通規制等の詳細については、広報折込チラシをご覧ください。

■開催日時

5月26日(土)・27日(日)
10時00分～14時00分

■開催場所

駅前歴史通り周辺

園役場商工観光課(実行委員会事務局) 電話 53-3332

予約制無料法律相談会の案内

留萌の土業を中心に構成する六友会(りくゆうかい)が主催する無料法律相談会が平成30年6月7、8日の18時から20時30分まで留萌市保健センターはーとふる2階にて開催されます。

皆様のくらしのどんな相談にもお答えします。相談時間は1枠30分の20枠。事前予約が必要となります。

なお、予約受付期間は5月21日からとなっておりますのでご注意ください。

お問い合わせ・ご予約
オロロンひまわり基金法律事務所(電話 5614312)

**遊漁船業務主任者講習
開催のご案内**

■実施日
5月12日(土)13時00分

■実施場所
増毛漁協漁村センター

増毛漁協漁村センター
 増毛漁協漁村センター
 安全・振興協会北海道事
 務所(電話 0134-3
 2-5123)

**桜の無料配付を
いたします**

町では毎年、桜の植樹事業を行っております。今年、各家庭への桜の苗木の配付を行います。配付を希望する方は役場農林水産課・農林係までお申し込みください。

■桜の種類
ヤエザクラ
大きさ約2メートル

■注意事項
桜は20本限定となっております。お申し込み先着順とさせていただきます。配付は一世帯一本でお願いいたします。

す。また、配付は苗木と添え木のみに なります。肥料や添え木を固定する紐などはこちらではご用意いたしませんのでご理解ください。

■申込方法

電話若しくはFAXで承ります。FAXの場合は住所・名前・電話番号を記入の上、役場農林水産課・農林係までお願いします。

■申込期限

平成30年5月14日(月)まで

農林水産課・農林係
 (電話 53-1117)
 (FAX 53-2348)

**人権擁護委員制度を
ご存じですか**

6月1日は人権擁護委員の日です。

人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じています。相談内容についての秘密は守られます。また、相談は無料。難しい手続もありません。

人権相談は、離婚相談などの家庭内の問題や借地借

家の問題、隣近所のもめごとなど、とても幅広い内容となっております。

気軽に相談できる場所として、人権相談所が法務局で常時開設されています。

また、市町村役場や公共施設などを利用して、特設人権相談所が開設されることもあります。

■人権擁護委員(増毛町内)

- ・吉田 章氏
- ・庄司道子氏
- ・西元章夫氏

※相談については、次のお問合せ先まで連絡願います。相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

旭川地方法務局留萌支局
 (電話 42-0492)

家や物置などを取り壊した時は届出してください

5月は固定資産税納税通知書を送付させていただきます。

固定資産税は、毎年1月1日現在に存在する家屋や土地などに課税されます。

家や物置などを取り壊したり、取り壊す予定の方は届出をお願いします。届出により翌年度からは課税されません。なお、家屋を取り壊したことにより土地の税額が変わる場合がありますので、ご承知おきください。また、登記されている家屋の場合は法務局において滅失登記の手続きも必要です。

税務係では、町内の家屋や土地などの状況把握に努めておりますが、家や物置などの取り壊しについては、完全な把握が難しい状況です。適正な課税に向けて皆さんのご協力をお願いします。不明な点は税務係にお問い合わせください。

役場税務課・税務係
 (電話 53-1114)

日曜当番医 (留萌市)

【6月10日】
 藤田クリニック

(宮園町1丁目)
 電話 42-11660
 ※右記以外の土日祝日及び夜間診療はかかりつけの病院へお問い合わせ下さい。

新着本案内

家事で脳トレ65

毎日している家事。それによってボケ防止の脳トレができれば、わざわざ脳トレをしなくても一挙両得。料理、掃除等の作業は、脳の様々なエリアをネットワークでつなぎ、衰えない脳を作ります。

加藤 俊徳 著



総合交流促進施設元陣屋 (電話 53-3522)

つみき

つみきを積んだ。みんなでつみきを、ひとつ、ふたつ、みっつ。とおまで積んだ。やったー！パチパチパチ。あ、てんとう虫が、てっぺんとまった。つみきはゆらゆら揺れて…。がっしゃーん！

中川 ひろたか 文
 平田 利之 絵



人の動き

4月1日～4月30日届出分

4月末 人口と世帯

人口 4,320 人 (-4)
男 1,993 人 (+2)
女 2,327 人 (-6)
世帯 2,256 世帯 (+2)
()は前月との増減

町税の納め忘れに気をつけましょう

納期限を過ぎて町税を納めた場合は、延滞金がかかります。

- ① 納期限 1ヶ月以内 → 納税額の2.6%
 - ② ①の経過後 → 納税額の8.9%
- ※租税特別措置法適用

町 税務課・税務係 (電話 53-1114)

【編集後記】

4月の人事異動で新たに広報を担当させていただくことになりました。

たくさんの現場に足を運び取材していきたいと思います。

町民皆様が読みやすい「広報ましけ」を作成してまいりますので宜しくお願いいたします。

町税の納期について

**固定資産税(第1期)
軽自動車税
5月31日(木)**

町 税務課・税務係 (電話 53-1114)

■ご厚志ありがとうございます■

◆自治会等へ(現金)

○香典の一部から

・伊藤千工さん(舎熊) 12区自治会へ

◆増毛町社会福祉協議会へ(現金) (受付順)

○社会福祉に

・龍淵寺

○社会福祉に(香典の一部から)

・竹内優子さん(弁天町)

・脇川邦雄さん(南島中町)

【6月号への掲載希望 5月18日(金)まで】

町 税務課・町民環境係 (電話 53-1112)

自動車税の納期限は5月31日(木)です。忘れずに納期限までに納めましょう。

自動車税は、4月1日現在運輸支局に登録されている所有者(所有権留保付自動車の場合は使用者)に課税される税金です。自動車税納税通知書の発付日は、5月7日(月)です。

お手元に届かない場合は、札幌道税事務所自動車税部(電話011-746-1190)までご連絡ください。自動車税納税通知書は、金融機関や郵便局のほか指定のコンビニエンスストアで納めることができます。

町 留萌振興局税務課

電話：42-8418 (8時45分～17時30分)

健康・暮らし・環境カレンダー

5/7月	●広報ましけ5月号発行 生	23水	●BCG・麻しん風しん・水痘予防接種 13:30~14:00 市街診療所 ペット プラ
8火	可燃 資源1	24木	生 資源2
9水	●四種混合・B型肝炎予防接種 13:30~14:00 市街診療所 ペット プラ	25金	☆粗大ゴミ申込受付最終日 不燃 か・び
10木	☆増毛市街診療所休診日 ●クリーン作戦 17:30~ 生 資源2	26土	●増毛春の味まつり2018 1日目 ●本間家ミニ縁日 10:00~ 旧商家丸一本間家 ●旧増毛小学校校舎特別公開 ①10:00~、②11:30~、③13:00~
11金	不燃 か・び	27日	●増毛春の味まつり2018 2日目 ●本間家ミニ縁日 10:00~ 旧商家丸一本間家 ●旧増毛小学校校舎特別公開 ①10:00~、②11:30~、③13:00~
12土		28月	●乳幼児相談 9:30~11:30 健康一番館 ●ベビーマッサージ教室 10:00~11:00 健康一番館 生 粗大
13日		29火	可燃
14月	生	30水	●日本脳炎予防接種 15:30~16:00 市街診療所 ペット プラ
15火	可燃	31木	生
16水	●ヒブ・小児肺炎球菌予防接種 13:30~14:00 市街診療所 ペット プラ	6/1金	不燃 か・び
17木	生 金属・危険	2土	
18金	不燃 か・び	3日	
19土	●乳幼児総合健診 (個人通知) 健康一番館	4月	生
20日		5火	●広報ましけ6月号発行 可燃
21月	生 木		
22火	●親子遊びの広場(運動会) 9:30~11:00 屋内ランド ●定例行政相談所 10:00~ 文化センター1階会議室 可燃 資源1		

家庭ごみの収集日について

マークの見方	生 生ごみ	可燃 可燃系埋立ごみ	不燃 不燃系埋立ごみ	プラ プラ製容器	ペット ペットボトル
	か・び かん、びん	木 木くず	金属・危険 金属類、危険ごみ	粗大 粗大ごみ	
	資源1 紙製容器、雑がみ、白色トレイ、発泡スチロール	資源2 新聞・チラシ類、雑誌、ダンボール、紙パック			

粗大ごみの収集について(毎月第4月曜日) 留萌南部衛生組合(電話43-2555・43-2588)

① 1回の収集につき5点までしか出すことができません。粗大ごみ収集の申込は9:00~17:00(受付最終日は15:00)までに、留萌南部衛生組合(電話43-2555・43-2588)に電話申込してください。その際にステーション番号を忘れずに伝えてください。

※「ごみ分別ハンドブック」では、申込は2日前の15:00までとなっていますが、増毛町の場合は、3日前(休日の場合、その前日)の15:00までとなります。

② ごみ袋販売店にて粗大ごみ処理券を購入し、当該粗大ごみに貼り付け、収集日の9:00までにごみステーション横又は自宅前に出してください。